

令和8年度東海市猫避妊等手術費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、猫の避妊手術又は去勢手術（以下「手術」という。）を実施する団体に対し、経費の一部を補助することにより、飼い主がいない猫の増加防止に寄与することを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることのできるもの（以下「補助対象団体」という。）は、市内に存する特定の飼い主がいない猫を飼養管理する活動を行う団体として市に登録されている団体（以下「地域ねこ活動団体」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに県内の開業獣医師により、市内に存する特定の飼い主がいない猫に対して実施した手術とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業で実施した手術経費の額とする。ただし、その額が次の額を超えるときは、その額とする。

- (1) 避妊手術 1匹につき10,000円
- (2) 去勢手術 1匹につき6,000円

2 補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

(補助金の申請)

第5条 補助対象団体は、補助金の交付を受けようとするときは、東海市猫避妊等手術費補助金交付申請書兼請求書に必要な事項を記入し、東海市猫避妊等手術実施報告書を添えて、完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書により補助対象団体へ通知するものとする。

2 市長は、前項の通知をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により、当該補助金の交付を受けた者については、その者から交付した当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。